

令和3年度 酪農経営支援総合対策事業
(乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策)
実施に当たっての留意事項

令和3年5月

【令和3年度の変更】

- 1 酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実施要領別紙様式第1号～第5号について、申請者の押印を不要としました。

(ただし、申請者の都合（組織の文書規程など）で、従来どおり押印した文書で事務処理をしても、差し支えありません。)
- 2 指導計画の策定と補助金の交付申請を一本化して、事務の省力化を図りました。

I 令和3年度事業のポイント

- 1 対象事業(飼養管理技術の向上対策)
検定組合又は生産者集団等が、酪農家に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等を実施する取組
- 2 とりまとめ業務等の委託
本事業では、都道府県単位で本事業に応募する団体のとりまとめ等を行う業務を委託します。委託を希望する団体は別紙委託申請書を改良事業団に提出してください。
提出期日 令和3年6月4日(金) 必着：FAX又はメール

II 各種提出

- 1 指導計画の策定及び補助金の交付申請
 - (1) 別紙様式第1号により行います。
 - (2) 添付書類



要領に定めるものの他に、次の書類を添付してください。

- ① 令和3年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）交付申請チェックシート
- ② 指導費の単価の設定根拠となる資料
- ③ 指導旅費の単価の設定根拠となる資料、旅費に関する規程
- ④ とりまとめ賃金の単価の設定根拠となる資料

※添付は不要ですが、次の書類を整備し管理しておくこと。

- ① 酪農家の環境と調和の取れた農業生産活動規範点検シートの写し

◎昨年度は、指導計画を先行して提出していただき、その内容確認後に、別紙様式第1号と一緒に、指導計画を再度セットして提出していただきましたが、本年度は、これを補助金の交付申請に一本化して、事務の省力化を図りました。

(3) 改良事業団は、交付決定時に、指導計画を都道府県知事に通知します。

(4) 提出期日 令和3年6月16日（原本必着）

3 変更承認申請

(1) 必要に応じて別紙様式第2号により行います。

(2) 提出時期 令和4年1月末日まで（予定）

☞業務の進捗により、改めて、事務連絡で提出時期を定めて連絡します。

4 補助金の概算払

(1) 別紙様式第3号により行います

(2) 提出時期 令和3年11月末日まで（予定）

☞業務の進捗により、改めて、事務連絡で提出時期を定めて連絡します。

なお、本年度も、概算払は1回だけの予定です。

(3) 執行状況調査をかねますので、**概算払の請求は必ず行ってください。**

5 事業の実績報告

(1) 別紙様式第4号により行います。

(2) 添付書類

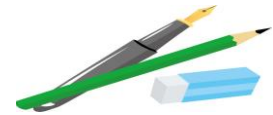
要領に定めるものの他に、次のものを添付してください。

- ① 令和3年度酪農経営支援総合対策事業（乳用牛改良増殖推進事業：飼養管理技術の向上対策）実績確定の際の再チェックシート
- ② 指導に用いた資料の見本例

②指導台帳（日誌）の写し

※実際に用いた各農家への指導資料等の添付は不要だが、整備し管理しておくこと。

(3) 提出期日 令和4年4月12日（原本必着）



6 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 交付申請及び実績報告の補助金額を税込の額とした場合、別紙様式第5号による報告と補助金の返還が必要になります。

(2) 提出期日 令和5年5月31日まで

Ⅲ 補助対象経費の範囲（この部分は、変更ありません。）

1 酪農家に対する指導を行うのに要する経費

ア 指導費

指導を実施した者に対して支払う経費

- ・ 検定組合又は生産者集団等は、指導費の算定根拠を明確にし、交付申請書に添付すること。

イ 指導旅費

指導を実施するために必要な旅費

- ・ 指導旅費は、検定組合又は生産者集団等の定める規程に基づき積算する。
- ・ 検定組合又は生産者集団等は、対象となる全ての農家の距離と、単価の積算根拠資料を作成し、規程とともに交付申請書に添付すること。

ウ 分析・検査費

飼料分析や血液検査等の経費

エ 印刷製本費

指導のために必要な印刷（コピー代を含む。）経費

オ 通信運搬費

指導のために必要な郵送等に要する経費

カ 消耗品費

指導のために必要な事務用品購入に要する経費

キ 取りまとめ賃金

本事業の事業実績等のとりまとめに従事する臨時職員及び派遣職員の賃金のうち、本事業に従事した時間に係る賃金

- ・ 単価については、検定組合又は生産者集団等の賃金支給規則や都道府県・市町村の規程を準用するなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定

根拠となる資料を交付申請書に添付すること。

ク 事務諸費

指導費、指導旅費を振り込むために必要となる振込手数料

ただし、補助の交付決定後、事業終了時（令和2年3月31日）までに発生した経費のみが対象